



# 中国本土向けの 貨物取扱Q & A

日本—中国編

# 目録

- 1化学品の発送について
- 2バッテリー関連の発送について
- 3酒類の発送について
- 4薬の発送について
- 5食品及びサプリメントの発送について
- 6アンダーバリューの判断
- 7個人貨物の発送について
- 8中古品の発送について
- 9お願い

# 1. 化学品の発送について



Q1: 準備する書類は？

A1: 飛行機への搭載可否を確認するため、SDSのご用意をお願い致します。

※SDS（セフティーデータシート）：化学品や化合物の性質等を記載された資料のことで、日本では化学品や化合物該当製品のSDSの作成は法律によって義務付けられております。

Q2: MSDSが問題なければ絶対現地の輸入通関通せるのでしょうか？

A2: 違います。弊社でのSDS確認はあくまでも航空運送に適しているかの判断材料となります。通関可否については予めお客様同士でご確認いただく必要がございます。

Q3: 発送時の注意点は？

A3: ①SDSを通関書類としてご提出ください。

②化学品を入れる容器に商品内容が明記されたラベルを貼付してください  
(中英品名、CAS NO 等)

詳しくは弊社のカスタマーサービスまでお問い合わせください。

## 2. バッテリ関連の発送について



Q1：リチウム電池単体の発送は可能ですか。

A1：弊社はリチウム電池単体の発送は取り扱っておりません。

Q2：リチウム電池を機器と一緒に発送できますか、また条件は何でしょうか？

A2：電池のワット数、個数、重量などにより発送できないものもございます。

ラベリングなしで発送可能のケース

100Wh以下のリチウムイオン組電池 2個以下

20Wh超のリチウムイオン単電池 4個以下

(Wh = VxAh (1Ah = 1000mAh) )

ラベリングが必要な場合

上記ラベリングなしで発送可能な電池規格に加え、組電池3個以上、もしくは単電池5個以上、且つ1包装物当たりのリチウム電池正味量が5kg以下の場合、リチウムラベルを貼付頂ければ発送可能です。

詳しくは弊社のカスタマーサービスまでお問い合わせください。

### 3. 酒類の発送について

Q1：お酒を発送する場合、アルコール度数の制限はありますか。

A1：一般的に70%以下の酒類は非危険物として通常混載が可能です。  
24%以上70%以下の酒類は1梱包につき5リットルまでであれば追加申告の必要なく混載可能です。

Q2：お酒を発送する場合、本数の制限はありますか。

A2：中国各税関の規制により差異がありますが、一般的に750ml以下のボトル2本までであればどの税関でも取り扱い可能です。

Q3：お酒を発送する際の注意事項はありますか。

A3：下記をご参照ください。

- 1件につき、申告価格はCNY1000までとなり、過少申告に要注意
- インボイスに酒類のタイプとアルコール度数を記載してください。
- 輻射能の関係で、東日本地区(福島県、群馬県、栃木県、茨城県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、千葉県)生産のものは中国への輸入は禁止されております。
- 購入明細必要

詳しくは弊社のカスタマーサービスまでお問い合わせください。



#### 4. お薬の発送について

Q1：お薬を発送できますか？

A1：個人あては可能です。会社あての場合輸入ライセンスが必要です。

Q2：発送できるお薬の種類は何でしょうか？

A2：処方：発送不可（第1類）

非処方箋：✓第2類薬品：発送可能 風邪薬や解熱鎮痛剤など

✓第3類薬品：発送可能 ビタミンB.Cの保健薬、整腸剤など

安定剤（向精神薬）等：事前確認が必要

詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。



## 5. 食品(サプリメントを含める) の発送について

Q1：食品の発送は可能でしょうか？

A1：個人あては可能です。

ただし、以下の製品はお取り扱い不可です。

- ・肉類
- ・ペット食品

Q2：食品(サプリメントを含める) を発送する際注意すべき事項は？

A2：食品及びサプリメントのブランド名、規格、購入証明が必要です。

また、輻射能の関係で、東日本地区(福島県、群馬県、栃木県、茨城県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、千葉県)生産のものは中国への輸入は禁止されております。



## 6. アンダーバリュー(過少申告) の判断について

Q1：申告金額は低価であるか否かの判断標準はなんですか。

A1：まず前提として、貨物内容の正確の申告をお願い致します。

但し、日本国内で認められた価格であっても中国の市場価格とかけ離れている場合、許可が降りない可能性もございます。

カントリーリスクとして予めご了承ください。

追記：

1. 中国の市場価格とは、同一製品（同一製品がない場合、類似品）は中国の大手ネット通販サイトの販売金額の7割の価格。
2. 申告金額とは輸出国（日本）の市場価格ではなく、輸出入者の間の売買金額です。

## 7. 個人貨物の発送について

Q1：個人宛て貨物の数量の制限はありますか。

A1：以下中国税関の取り決めでやや曖昧な表現ですが  
個人の合理的な使用範疇であれば、輸出入を認める。

弊社では集荷時に内容物は10種類以内、1種類は10点以内、重さが10キロ以内とさせていただきます。

※最終的に中国税関の判断次第となること予めご了承願います。

## 8. 中古品の発送について

Q1：中古品の発送は可能でしょうか。

A1：中古品は取り扱いしておりません。

お願い

エクスプレス貨物は一般貨物と違い、輸出入とも制限が多く、取り扱えない貨物も多いです。貨物の発送可能かどうかにつき、ご判断が難しい場合、ぜひ弊社カスタマーサービスまたは営業担当までお問い合わせくださいませ。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。